

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月1日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第1号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中第32号を第34号とし、第31号を第33号とし、第30号の次に次の2号を加える。

（31） 食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術 1件につき 930,000円

（32） 腹腔鏡下肝切除術 区域切除（外側区域切除を除く）又は葉切除 1件につき 2,030,000円

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。